

様式 1

チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業に関する作業計画

（調査・記録での活用可能）

調査・記録：令和 年 月 日

作成：令和 年 月 日

第 回改定：令和 年 月 日

事業者名	
調査・記録職氏名	
計画作成者職氏名	

事業場（現場・団地）名						
作業場所（林班等）						
作業班名						
作業責任者名・連絡先						
作業期間		自 令和 年 月 日 ～ 至 令和 年 月 日				
作業地の概要	①地形の状況	（傾斜） 平地 傾斜地 段差地 （傾斜地の場合）急傾斜 中間 なだらか （平均的な傾斜 °） （斜面の向き）日照よい（南向き等） それ以外（北向き等） （※留意点 ）				
		（岩石地・崩壊地） 大きい 中間 小さい （※留意点 ） （転石・浮石） 多い 中間 少ない（※留意点 ） （水はけ） よい 中間 悪い （※留意点 ）				
	③埋設物・架空線の近接の状況	（埋設物） 無 有（ ） （※留意点 ） （架空線） 無 有（ ） （※留意点 ）				
		④伐倒対象の立木の状況 （樹種） スギ ヒノキ その他（ ） （樹齢） （ ）年生が主体 （大きさ）胸高直径（ cm 程） 樹高（ m 程） （大きさのばらつき）多い 中間 少ない（※留意点 ） （立木の密度） 密 中間 疎 （※留意点 ）				
	⑤つるがらみ、枝がらみの状況	（つるがらみ） 無 有 （※留意点 ） （枝がらみ） 無 有 （※留意点 ）				
		⑥枯損木等の状況 （枯損木） 無 有 （※留意点 ） （風倒木） 無 有 （※留意点 ）				
	⑦下層植生の状況	（かん木） 密 中間 疎 （※留意点 ） （草本） 密 中間 疎 （※留意点 ）				
		⑧作業の方法 チェーンソーの使用 車両系木材伐出機械の使用 その他（ ）				
	作業計画の内容	⑨伐倒の方法	間伐（定性 列状） 皆伐 択伐 切捨て その他（ ）			
		⑩伐倒の順序	尾根部から谷部へ 谷部から尾根部へ その他（ ）			
⑪かかり木処理の作業方法		車両系木材伐出機械 フェリングレバー ロープ その他（ ）				
⑫退避場所設定標示		テープ表示 その他（ ）				
⑬立入禁止設定標示		標識看板 縄張り カラーコーン その他（ ）				
⑭合図の方法	笛 トランシーバー 手旗 その他					

		()
⑮伐倒木等転落・滑動防止措置	杭止め	支柱 下方の立入禁止 その他 ()
⑯その他安全対策		

作業を行う場所・作業の方法の概略図

※ 緊急車両の走行経路、携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲等を記入することが可能であること。

なお、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。

作業班	作業者名	チェーンソー使用有 無	チェーンソーメーカー	台数
		有 無		
		有 無		
		有 無		
		有 無		
緊急時の対応	⑰緊急車両の走行経路、緊急連絡先	林班 小班	GPS緯度： 経度：	
		消防署（電話 ）、 病院（電話 ） 緊急車両待合せ場所（林道等名称・位置） 会社（〇〇事務所）（電話 ）		
	⑱携帯電話等・無線通信による通信可能範囲	林道等名称・位置		
	⑲備考			

(※1) 各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。

(※2) 記入に当たっては、計画の実態に即した内容を記入すること。必要に応じて、項目の名称、記載事項の変更等を行うこととして差し支えないこと。また、「記入例」、裏面の「記入に係る留意事項等」を参考にすること。

(裏面) 記入に係る留意事項等

本様式については、以下の点に留意の上記入すること。

1. 基本的な事項

- (1) 記入に当たっては、必ずしも、作業計画のすべてを本様式中に記入することを求めるものではなく、必要に応じて別紙等を添付することとして差し支えないこと。なお、その場合には、別紙等を含めて、確実に労働者に周知すること。
- (2) チェーンソーを用いて行う伐木作業・造材作業のための調査及び記録を行う場合であっても、本様式の様式を活用することは可能であること。
- (3) 事業者は、この標準的な様式を踏まえ、予め、各事業場の実態を踏まえた記入例を記入した様式を作成し、社内で配布することは望ましいこと。

2. 作業地の概況に係る留意事項

- (1) 本様式の各欄については、作業の実態に応じて、○印などにより、該当する複数の項目を選択することとして差し支えないこと。
- (2) 計画の実態に即した内容を記入することとし、必要に応じて、項目の名称、記入事項の変更等を行って差し支えないこと。また、「記入例」、「記入に係る留意事項等」を参考にすること。
- (3) 「※留意点」の欄には、作業の実態に応じて、適宜、安全に作業を行う上で必要となる情報について記入すること。
- (4) 「①地形の状況」の(傾斜)の欄には、平地であるか、傾斜地であるか、段差地であるか等を記入すること。
- (5) 「①地形の状況」の(傾斜地の場合)の欄には、急傾斜か、なだらか、その中間であるか、さらには、平均的な傾斜(およそその傾斜角度)を記入すること。
- (6) 「①地形の状況」の(傾斜の向き)の欄には、南向き等により日照がよいか、それ以外か(北向き等により日照がよいといえないか等)を記入すること。
- (7) 「②地質・水はけの状況」の(岩石地・崩壊地)の欄には、岩石地や崩壊地が占める場所が、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (8) 「②地質・水はけの状況」の(転石・浮石)の欄には、転石や浮石が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。
- (9) 「②地質・水はけの状況」の(水はけ)の欄には、水はけが、よいか、悪いか、その中間であるかを記入すること。
- (10) 「③埋設物・架空線の近接の状況」の(埋設物)及び(架空線)の欄には、作業を行う場所での有無を、有る場合には、その物を記入すること。
- (11) 「④伐倒対象の立木の状況」の(樹種)の欄には、スギであるか、ヒノキであるか、それ以外である場合には、その樹種を記入すること。
- (12) 「④伐倒対象の立木の状況」の(樹齢)の欄には、伐倒対象の立木のうち、主体となる樹齢を記入すること。なお、樹齢については、概ねの年数であって差し支えないこと。
- (13) 「④伐倒対象の立木の状況」の(大きさ)の欄には、伐倒対象の立木における平均的な胸高直径、平均的な樹高を記入すること。なお、上限と下限を示す等により範囲を示す記入であっても差し支えないこと。
- (14) 「④伐倒対象の立木の状況」の(大きさのばらつき)の欄には、伐倒対象の立木における胸高直径、樹高のばらつきの程度について、大きいか、小さいか、その中間であるかを記入すること。
- (15) 「④伐倒対象の立木の状況」の(立木の密度)の欄には、伐倒対象の立木の密度について、密集しているか(密)、疎らか(疎)、その中間であるかを記入すること。
- (16) 「⑤つるがらみ、枝がらみの状況」の(つるがらみ)及び(枝がらみ)の欄には、伐倒対象の立木でのこれらの有無を記入すること。
- (17) 「⑥枯損木等の状況」の(枯損木)及び(風倒木)の欄には、作業を行う場所での有無を記入すること。
- (18) 「⑦下層植生の状況」の(かん木)及び(草本)の欄には、作業を行う場所において、各々が多いか、少ないか、その中間であるかを記入すること。

3. 作業計画の内容に係る留意事項

- (1) 「⑧作業の方法」の欄には、チェーンソーの使用の有無、車両系木材伐出機械の使用の有無を記入すること。また、チェーンソーを用いて造材の作業を行う場合には、造材する順序等の必要な留意事項を

記入すること。

- (2) 「⑩その他安全対策」の欄には、様式中に記載されている対策以外の安全対策であって、リスクアセスメントの実施結果、過去に発生した労働災害やヒヤリハットの事例、危険予知の実施結果等を踏まえた措置を記入すること。

4. 作業を行う場所・作業を行う方法の概略図に係る留意事項

- (1) 事業者は、既に、作業を行う場所を示す図面(事業図、森林図、地籍図等)を作成している場合には、本様式に添付することにより記入を省略することとして差し支えないこと。なお、作業を行う場所の範囲が狭い場合には、手書きにより概略図を記入することとして差し支えないこと。
- (2) 概略図には、「①地形の状況」、「②地質・水はけの状況」及び「③埋設物・架空線近接の状況」等に関する情報を記入することが望ましいこと。
- (3) 安全対策を効果的に検討するために、次の情報を記入すること。
- ア 労働災害の発生のおそれがある場所
- (ア) 岩石地や崩壊地であるように、労働者が墜落・転落するおそれがある場所
- (イ) 立木に、つるがらみ、枝からみが多い等のように、かかり木が発生するおそれがある場所
- (ウ) 枯損木、風倒木が多い等のように、幹や枝が飛来・落下等するおそれがある場所
- イ 作業の方法
- (ア) 作業を行う場所が近接して複数ある場合には、作業着手の順番(どの場所から作業を開始して、どのように作業を行うのか。)がわかるように、必要な情報を記入すること。
- (イ) 立木の伐倒方向がわかるように、その方向を矢印等で記入すること。

5. その他

- (1) 「⑪携帯電話等・無線通信による通信が可能である範囲」の欄には、移動体通信(携帯電話(スマートフォンを利用する場合を含む。)及びPHS。)又は無線通信(トランシーバーを含む。)による通信が可能である範囲を記入すること。